

令和8年6月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年(ワ)第 [REDACTED] 号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 令和8年4月28日

判 決

5

[REDACTED]

原 告 一般社団法人エンシェント・ティー
同代表者代表理事 宇津野 仁 史

[REDACTED]

被 告
同訴訟代理人弁護士

[REDACTED]
[REDACTED]

10

主 文

- 1 被告は、原告に対し、30万円及びこれに対する令和6年9月13日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを20分し、その17を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。ただし、被告が24万円の担保を供するときは、その仮執行を免れることができる。

15

事 実 及 び 理 由

20

略語等は、別紙略語表の例による。

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、200万円及びこれに対する令和6年8月27日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

25

3 仮執行宣言

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告が本件各投稿をしたことにより原告の名誉が毀損されたなどと主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、無形損害に対する賠償金200万円及びこれに対する不法行為の日である令和6年8月27日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実

次の各事実は、当事者間に争いが無い、後掲各証拠（枝番号の記載を省略したものは枝番号を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者

ア 原告は、東アジアの文化及びその技術分野の普及に関する事業を行い、近隣国に対する理解を深め国際文化普及の実現に寄与することを目的とし、その目的達成のために、インターネット等を利用した通信販売業及び卸売業並びに小売業等を行う一般社団法人である。原告は、インターネット上で中国茶を販売するサイト（プーアル茶専門店AncientTea（原告店舗サイト））を運営している。（甲1、弁論の全趣旨）

イ 原告代表者は、本件サイトで表示名「ひー」、ユーザー名「@hixikun_1454」とするアカウント（原告代表者アカウント）を使用している。原告代表者アカウントのトップページには、原告代表者が本件店舗サイトの店主であることが記載されている。（甲1）

また、本件店舗サイトには、本件各投稿当時、事業者の名称として原告名が表示されていた。（甲22）

ウ 被告は、本件サイトで表示名[REDACTED]ユーザー名[REDACTED]とするアカウント（被告アカウント）を使用している。被告は、中国茶・台湾茶業界におけるイベントで、セミナー講師や出展者として参加している。被告は、本件各投稿をした後、被告アカウントを削除した。（争いが無い）

(2) 本件各投稿

被告は、別紙投稿記事目録の各投稿日時欄記載の日時に、本件各投稿をした。

2 争点及び争点に対する当事者の主張

本件の争点は、(1) 本件各投稿による不法行為の成否、(2) 損害額である。

5 (1) 本件各投稿による不法行為の成否

(原告の主張)

別紙主張対比表の「原告の主張」欄記載のとおりである。

(被告の主張)

ア 別紙主張対比表の「被告の主張」欄記載のとおりである。

10 イ 被告は、趣味の範疇で茶会を行っていたにすぎず、被告の影響力は限定的である。本件各投稿の閲覧件数（表示件数）は7件ないし951件である。被告は、原告が被告の知人に茶葉を売りつけようと営業をしたことについて、被告の知人から相談を受けたことがきっかけである。被告は、原告が茶葉の知識が乏しい初心者に高額な値段で売りつけようとダイレクトメッセージ
15 を送信していたことに対し、初心者の盾になろうとし、原告を牽制するために本件各投稿をした。被告は、殊更に理由もなく原告を誹謗中傷するために行ったわけではなく、一方的に名誉を毀損し、業務を妨害する投稿ではなく、公共目的がある。

(2) 損害額

20 (原告の主張)

被告は、被告アカウントを使用して、平成23年6月以降、中国茶等に関する投稿を続けており、被告アカウントには1700人以上のフォロワーがいるなど、被告は、その業界で大きな影響力を有していた。本件各投稿により、原告は、生命を脅かす発言により威力を用いて業務を妨害され、一方的な侮辱を受け、名誉を毀損された。被告は、約半年間にわたり執拗に原告に対する誹謗
25 中傷を行った。

5 本件各投稿により原告の社会的信用及び営業上の信用が低下したこと自体が損害である。原告は、インターネット通販専門業者であり、実際に原告代表者が雲南省に赴いて、農家から直接茶葉を仕入れている。原告は、古樹の茶葉を専門に扱っており、中国では偽物も多いことから、原告の信頼性が大きな営業上のアドバンテージである。したがって、原告が信頼性を失うことは、原告が販売する茶葉は全て偽物なのではないかという疑いを顧客に抱かせることになることから、機会損失による損害は非常に大きい。

10 本件各投稿により原告店舗サイトの顧客が減少し、仕入れた中国茶の在庫が残り、原告が本件各投稿への対応に労力を割くこととなり、本来の中国茶の販売が満足にできなくなった。原告代表者は警察に被害届を提出した。

これらの事情からして、原告が被った損害に対し被告が慰謝すべき金額は200万円を下らない。

(被告の主張)

15 被告が被告アカウントで平成23年6月以降、中国茶等に関する投稿を続け、被告アカウントに1700名以上のフォロワーがいたことは認め、その余は不知・否認ないし争う。

20 原告の主張する損害が、既存の顧客離れや在庫余り等による損害なのか、慰謝料としての損害なのか判然としない。原告の事業における売上等にいかなる支障や損害が生じたのか明らかではない。本件各投稿の全てが原告に対する名誉毀損に当たるわけではなく、被告の影響力が限定的であることを踏まえると、名誉毀損の程度は僅少である。原告の客離れや新規顧客が獲得しづらくなったというのは抽象的で立証がされていない。

第3 争点に対する判断

1 不法行為の成否

25 (1) 原告の営業活動の手法に関する事実摘示について

ア 被告は、本件投稿6において原告代表者アカウントの投稿に応答する形で

「茶友からしつこいって相談受けたから同様のケース集めてんの、複数集ま
ってるから魚拓さらしてやろうか。もちろん昨日の件でも複数相談きてるよ、
あと持ちより茶会は営業活動禁止のところが多いよね。昨日の現場じゃなけ
ればいいとは思わないぞ。そこで知り得たアカウントに営業かけてクレーム
5 はいったら多分出禁だよ。」、本件投稿7において原告代表者アカウントの投
稿に回答する形で「茶沼の初心者食い物にする外来生物」、本件投稿8にお
いて原告代表者アカウントの投稿を引用して「昨日持ちより茶会の参加者の
アカウントを割り出して挨拶して、さて商品売り込みのDMを送ろうとした
10 タイミングでワシに見咎められ、その手が使えなくなったから「好茶連」タ
グでいいねした人にフォローして粘着商品案内DM送ろうとしています
ね。」、本件投稿9において原告代表者アカウントの投稿に回答する形で「初
心者狙いのクズみたいな商売する宇都宮くんよお」と記述した。これらの記
述は、要するに、原告代表者が、原告の事業である茶葉の販売に関し、ダイ
レクトメッセージ等を使用して、①「粘着」ともいうべきしつこい営業活動
15 をしている事実、②茶会のルールに違反する営業活動をしている事実、③茶
葉の初心者に対し、その無知に付け込んで茶葉を売って不当な利益を得てい
る事実を摘示するものと認められる。

これらの各事実摘示は、閲覧をした者に対し、原告代表者の営業活動の手
法に相当問題があるとの印象を与えるものといえる。そして、前提事実のと
20 おり、原告代表者アカウントのトップページには茶葉を販売する本件店舗サ
イトへのリンクが張られており、本件店舗サイトには運営主体として原告が
表示されていたことからすれば、法人としての原告の営業活動の手法に問題
があることを摘示するものといえる。そうすると、上記各事実摘示は、法人
としての原告の社会的評価を低下させるものというべきで、原告に対する名
25 誉毀損に当たると認めるのが相当である。

イ これに対し、被告は、原告代表者が営業活動禁止の茶会で営業活動をした

こと、しつこい営業活動をした旨主張しており、これは、これらの摘示事実が真実であることをいうものと解される。

しかしながら、本件全証拠をもってしても、被告が主張する上記各事実が真実であると認めることはできない。したがって、被告の上記主張は採用することができない。

(2) 原告代表者につき「半グレ」は社会悪」とする事実摘示について

被告は、本件投稿1及び本件投稿2において、原告代表者につき「半グレ」は社会悪」との事実を摘示した（なお、被告は、本件投稿1だけでは対象が誰であるか不明である旨主張する。しかし、本件投稿1に対し、原告代表者が原告代表者アカウントで「そんなに僕が憎いんです？そろそろやめていただきたいです」と投稿し、それに応答する形で、被告自身が本件投稿2で「やめねーよ、オメーが5chで色んなところに粘着したぐらいやってやんよ」と本件投稿1の対象が原告代表者であることを肯定したことにより、本件投稿1の「半グレ」が原告代表者を指すことが明らかになっており、被告は、本件投稿1及び本件投稿2により原告代表者につき「半グレ」は社会悪」との事実を摘示したものと認められる。）。
10
15

この点、本件投稿1の内容からすれば、被告は、原告代表者が茶葉の販売業とそれ以外の「本業」を営んでいることを「半グレ」になぞらえたものといえるが、これを閲覧した者は、そのあとに続く「社会悪。潰す。」との表現と相俟って、原告代表者が、社会で許されないような活動をしている者であるとの印象を受けるものというべきである。本件投稿1は原告代表者を対象とするものであるものの、その内容は、法人としての原告の茶葉の販売業に関するものであるから、閲覧した者としては、法人としての原告が、社会で許されないような活動をしている者をして茶葉の販売事業をさせているとの印象を受けるものといわざるを得ない。したがって、本件投稿1は、原告の社会的評価を低下させるもので、原告に対する名誉毀損に当たる。
20
25

(3) 原告代表者及び原告に対する攻撃的な表現について

被告は、原告代表者について、本件投稿1において「廃業するまで徹底的にやります。」、本件投稿2において「やめねーよ、オメーが5chで色んなところに粘着したぐらいやってやんよ（笑）。本業に帰れバーカ」、本件投稿3において「そんなこと言ってないだろ馬鹿の手を通すと馬鹿が移るから飲みたくないし飲むなと茶友にも言う」、本件投稿4において「お茶の良い悪いなんて論じてない、お前がクソだから、お前のお茶はクソ、ドブの手に回った茶はドブだっていったんの！！」、本件投稿5において「ワシがタイマンで殺す（笑）」、本件投稿7において「徹底的に叩く」、本件投稿9において「じゃあオメーに言ってやる、茶沼の害悪だから早く廃業しろ」、本件投稿10において「あんなに仲良く乳繰り合ってお互いのお茶褒めて、マスターベーションビジネスして」と記述し、本件配信において、「ひー、殺す」と述べた。

被告は、上記(1)のとおり、原告の営業活動の手法に問題があることを摘示した上で、上記各投稿により、原告代表者を「バーカ」「馬鹿」「クソ」「ドブ」「茶沼の害悪」との表現で人格を貶め、「殺す」「徹底的に叩く」などと攻撃的な言動を繰り返し、原告の茶葉の販売事業を「マスターベーションビジネス」と揶揄し、原告代表者、ひいては原告が茶葉の販売事業から撤退するまで、(原告の販売する茶を)「飲むなと茶友にも言」って営業を妨害し、原告代表者、ひいては原告に対する攻撃を続ける旨述べている。このような表現は、原告に対する意見ないし論評の域を超えたものというべきである。

被告が中国茶・台湾茶のセミナーで講師を担当するなどそのコミュニティの中で一定の信頼を置かれる地位にあったことに照らせば、そのような地位にあった被告が原告代表者及び原告に対しこのように激しい攻撃・非難を続けたことは、当該コミュニティにおける原告の茶葉販売業者としての信用を低下させ、社会的評価を低下させるものといわざるを得ない。

以上によれば、被告の上記表現は、原告に対する名誉毀損に当たる。

(別紙)

略語表

略語	定義
本件サイト	インターネット上の短文投稿サイト「X」
本件各投稿	本件投稿1ないし10
本件投稿●	別紙投稿目録の番号1の投稿を本件投稿1といい、同番号2以下の各投稿についても同様に本件投稿●と表記する。
本件配信	被告が令和6年9月13日に本件サイトの音声配信機能を使用して行った配信。
原告代表者アカウント	本件サイトにおいて、原告代表者が使用する、表示名「ひー」、ユーザー名「@hixikun_1454」とするアカウント
原告店舗サイト	原告がインターネット上で中国茶を販売するサイト（プーアル茶専門店 Ancient Tea）
被告アカウント	本件サイトにおいて、被告が使用する、 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX とするアカウント
	XXXXXXXXXX



(別紙) 投稿記事目録

番号	1
閲覧用 URL	
名前	
スクリーンネーム	
投稿内容	なんでそこまで追い込むの? 逃げ道残してあげなさいよと DM 頂いているが 廃業するまで徹底的にやります。 だって本業あって、遊びでやってて、ここでひかせても失業するわけじゃないんだもん。 それしか生き残るすべがない「正業」の人とは戦争しても、仁義切って和解するが「半グレ」は社会悪。潰す
投稿日時	2024年8月26日19時16分 (JST)

番号	
閲覧用 URL	
名前	
スクリーンネーム	
投稿内容	やめねーよ、オメーが5chで色んなところに粘着したぐらいやってやんよ(笑)。 本業に帰れバーカ、賛同するやつはCLAPYourHands(笑) いいねで意思くれる!!
投稿日時	2024年8月26日22時01分 (JST)



番号	
閲覧用 URL	
名前	
スクリーンネーム	
投稿内容	そんなこと言ってないだろ馬鹿の手を通すと馬鹿が移るから飲みたくないし飲むなと茶友にも言う 茶壺のこの流れ見た賢明な人はバカが誰かはわかるよな
投稿日時	2024年8月12日22時42分 (JST)

番号	
閲覧用 URL	
名前	
スクリーンネーム	
投稿内容	ステマ, ダサイ, お茶の良い悪いなんて論じてない, お前がクソだから, お前のお茶はクソ, ドブの手に回った茶はドブだって行ってんの!! KING 言ってんでしょ!! 「...」 皆さん浴びせてやってください
投稿日時	2024年8月26日22時05分 (JST)



番号	
閲覧用 URL	
名前	
スクリーンネーム	
投稿内容	なので証拠の魚拓はワシに集めてくれ、ワシがタイマンで殺す (笑) #お茶大喜利
投稿日時	2024年9月9日8時11分 (JST)

番号	
閲覧用 URL	
名前	
スクリーンネーム	
投稿内容	何いってんの。茶友からしつこいって相談受けたから同様のケース集めてんの、複数集まってるから魚拓さらしてやろうか。 もちろん昨日の件でも複数相談きてるよ、 あと持ちより茶会は営業活動禁止のところが多いよね。 昨日の現場じゃなければいいとは思わないぞ。 そこで知り得たアカウントに営業かけてクレームはいったら多分出禁だよ。 リスク負ってやりな (笑) ワシは優しいから忠告したって (笑)
投稿日時	2024年9月9日10時13分 (JST)



番号	
閲覧用 URL	
名前	
スクリーンネーム	
投稿内容	<p>それはこっちのセリフ、茶沼の初心者食い物にする外来生物は徹底的に叩くって言ったじゃん。</p> <p>わしこういうことしても怖い人と思われて損なんだけど、沼底人として義憤でやってる。</p> <p>もう魚拓は手に中にあるので、ワシに絡まずちゃんとした普通の営業活動をやれ</p>
投稿日時	2024年9月9日10時34分 (JST)



番号	
閲覧用 URL	
名前	
スクリーンネーム	
投稿内容	<p>「解説」</p> <p>昨日持ちより茶会の参加者のアカウントを割り出して挨拶して、さて商品売り込みの DM を送ろうとしたタイミングでワシに見咎められ、その手が使えなくなったから「好茶連」タグでいいねした人にフォローして粘着商品案内DM送ろうとしていますね。バレバレですね。</p> <p>なのでお茶の評価はどうでもいいので「最高に美味しい」という雑なものです。</p> <p>ここからは、私の考えですが、お茶を販売する人は他の人の扱うお茶に対して何かを言うのは避けねばいけません、そこのお茶が好きな人を狙った「仲間意識を産み付け」、「この人のお茶買ってみようかな?」とできるからです。</p> <p>この情報操作が好きなのは「茶の〇」ですね、実にしっかり書いてそこ (HOJO) のユーザー狙った狡猾なマーケティングです (私は両方縁がないのではたから見ますが)。</p> <p>こちらの方はそこまで出来ないで「最高に美味しい」止まりなのが噴飯ですが…</p> <p>それでもあなたは「いいね」を押しますか?</p>
投稿日時	2024 年 9 月 10 日 9 時 52 分 (JST)



番号	
閲覧用URL	
名前	
スクリーンネーム	
投稿内容	じゃあオメーに言ってやる, 茶沼の害悪だから早く廃業しろ, 初心者狙いのクズみたいな商売する宇都宮くんよお (笑)
投稿日時	2024年9月10日15時03分 (JST)

番号	
閲覧用URL	
名前	
スクリーンネーム	
投稿内容	えー? あんなに仲良く乳繰り合ってお互いのお茶褒めて, マスターベーションビジネスしておいてそれはないんちゃう?? ねえ @seonyan02 ? 巻き添え食ってもうしわけないが, お前出てこないともう収まらないかもよ(笑)
投稿日時	2024年9月10日15時58分 (JST)

これは正本である。

令和 8 年 6 月 9 日

東京地方裁判所民事第 3 2 部

裁判所書記官 西山真優

